

令和6年度経営事項審査の日程等について

経営事項審査の申請は、審査基準日（直前の決算日）により、下記の期間に行ってください。

（※ J C I P による電子申請を行う場合も同様のスケジュールで予約・申請を行ってください）

記

審査基準日	申請予約期限	申請受付期間	実態調査実施期間
令和5年10月	令和6年2月29日(木)	3月上旬～中旬	3月中旬～下旬
令和5年11月	令和6年4月30日(火)	5月上旬～中旬	5月中旬～下旬
令和5年12月	令和6年4月30日(火)	5月上旬～中旬	5月中旬～下旬
令和6年1月	令和6年5月31日(金)	6月上旬～中旬	6月中旬～下旬
令和6年2月	令和6年5月31日(金)	6月上旬～中旬	6月中旬～下旬
令和6年3月	令和6年7月31日(水)	8月上旬～中旬	8月中旬～下旬
令和6年4月	令和6年8月30日(金)	9月上旬～中旬	9月中旬～下旬
令和6年5月	令和6年9月30日(月)	10月上旬～中旬	10月中旬～下旬
令和6年6月	令和6年10月31日(木)	11月上旬～中旬	11月中旬～下旬
令和6年7月	令和6年11月29日(金)	12月上旬～中旬	12月中旬～下旬
令和6年8月	令和6年11月29日(金)	12月上旬～中旬	12月中旬～下旬
令和6年9月	令和6年12月27日(金)	1月上旬～中旬	1月中旬～下旬

※令和6年4月、7月、令和7年2月は実態調査を実施しないので注意してください。

※申請書受付日は各管轄土木事務所からはがき（申請日時等指定票）により通知します

※大分県知事許可業者の方については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は実態調査が終了した翌月末に発行します。

（注）「申請予約期限」とは、経営事項審査の有効期限切れを発生させないための期限です。上記の「申請予約期限」よりも早い日程で申請することも、「申請予約期限（有効期限切れ）」後の日程で受審することも可能ですので、申し添えます。